

第 8 期 中 間 決 算 公 告

平成19年 12月12日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株式会社 新 生 銀 行
代表執行役社長 ティエリー ボルテ

中 間 連 結 貸 借 対 照 表 (平成19年 9月30日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	394,179	預 金	5,151,328
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	736,100	譲 渡 性 預 金	719,310
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	74,763	債 券	686,588
買 入 金 銭 債 権	445,108	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	1,377,475
特 定 取 引 資 産	251,485	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	285,107
金 銭 の 信 託	417,655	特 定 取 引 負 債	110,599
有 価 証 券	2,368,558	借 用 金	1,092,738
貸 出 金	5,456,582	外 国 為 替	19
外 国 為 替	26,798	短 期 社 債	115,000
そ の 他 資 産	1,018,463	社 債	432,780
有 形 固 定 資 産	372,222	そ の 他 負 債	766,199
無 形 固 定 資 産	238,816	賞 与 引 当 金	8,447
債 券 繰 延 資 産	111	役 員 賞 与 引 当 金	293
繰 延 税 金 資 産	38,767	退 職 給 付 引 当 金	3,204
支 払 承 諾 見 返	725,545	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	47
貸 倒 引 当 金	△141,710	利 息 返 還 損 失 引 当 金	9,496
		特 別 法 上 の 引 当 金	3
		繰 延 税 金 負 債	4,611
		支 払 承 諾	725,545
		負 債 の 部 合 計	11,488,798
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	451,296
		資 本 剰 余 金	18,558
		利 益 剰 余 金	266,097
		自 己 株 式	△72,561
		株 主 資 本 合 計	663,391
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,802
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△9,537
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,605
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△9,733
		新 株 予 約 権	877
		少 数 株 主 持 分	280,115
		純 資 産 の 部 合 計	934,650
資 産 の 部 合 計	12,423,448	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,423,448

中間連結損益計算書 (平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		305,692
資 金 運 用 収 益	111,494	
(うち貸出金利息)	(84,345)	
(うち有価証券利息配当金)	(20,597)	
役 務 取 引 等 収 益	35,164	
特 定 取 引 収 益	7,271	
そ の 他 業 務 収 益	133,748	
そ の 他 経 常 収 益	18,013	
経 常 費 用		282,777
資 金 調 達 費 用	54,981	
(うち預金利息)	(21,156)	
(うち債券利息)	(1,569)	
(うち借入金利息)	(8,929)	
役 務 取 引 等 費 用	11,974	
特 定 取 引 費 用	37	
そ の 他 業 務 費 用	91,311	
営 業 経 費	83,576	
そ の 他 経 常 費 用	40,896	
経 常 利 益		22,914
特 別 利 益		21,622
特 別 損 失		1,282
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		43,254
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,053	
法 人 税 等 調 整 額	5,319	9,372
少 数 株 主 利 益		10,696
中 間 純 利 益		23,186

中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 98社

主要な会社名

株式会社アプラス

昭和リース株式会社

新生信託銀行株式会社

新生証券株式会社

なお、レクシア有限責任事業組合他5社は設立により、株式会社エス・エス・ソリューションズ他4社は重要性が増加したことにより、当中間連結会計期間から連結しております。

また、有限会社新生エフ・ピー他2社は清算により、ライフ住宅ローン株式会社は株式売却により、Albemarle Capital GmbH他3社は支配権の喪失により、連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 95社

主要な会社名

華和国際租賃有限公司

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 29社

主要な会社名

シンキ株式会社

Hillcot Holdings Limited

日盛金融控股股份有限公司

なお、UTI International (Singapore) Private Limited 他 2 社は設立により、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。

また、Consus SB First Securitization Speciality Co.,Ltd. は清算により、持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 95 社

主要な会社名

華和国际租賃有限公司

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他 70 社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第 7 条第 1 項第 2 号により、持分法の対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 34 社

9 月末日 64 社

② 6 月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち 6 社は、9 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、主として 20 年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

(中間連結貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
6. 売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
7. 有形固定資産(有形リース資産を除く)の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	2年～15年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ32百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

8. 無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

(1)株式会社アプラス

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年
商権価値（加盟店関係）	級数法	20年

(2)昭和リース株式会社

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（保守契約関係）	定額法	契約残存年数による
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

上記以外の無形固定資産（無形リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。

9. 連結される子会社の保有する有形リース資産及び無形リース資産の減価償却については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。
10. 当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。

- (1) 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

- (2) 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」

(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

連結される子会社の社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、連結される子会社及び子法人等の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

11. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

12. 当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先及び下記30.の貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定

結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、当行及び一部の連結される子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は66,818百万円であります。

13. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
14. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
15. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

16. 従来、一部の連結される子会社の役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は47百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。

17. 連結される子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
18. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

19. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は17百万円(税効果額控除前)であります。

一部の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。

20. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

21. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

22. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

23. 当行及び一部の国内の連結される子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

24. 特別法上の引当金は、連結される国内証券子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第2項の定めるところにより算出した額を計上しております。

なお、従来、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めにより証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。

25. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く）59,934百万円

26. 有形固定資産の減価償却累計額 271,673 百万円

27. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985 百万円

28. 貸出金のうち、破綻先債権額は623百万円、延滞債権額は39,076百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は1,041百万円、延滞債権額は2,936百万円であります。

29. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,961百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権は1,651百万円であります。

30. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,543百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は8,143百万円であります。

31. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件

緩和債権額の合計額は75,205百万円であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,773百万円であります。

なお、28.から31.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

32. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、68,270百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、238,958百万円であります。

33. 当行の貸出債権証券化(CLO - Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、74,688百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を19,971百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,659百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

34. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は725百万円であります。

35. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	70百万円
有価証券	553,352百万円
貸出金	27,868百万円

担保資産に対応する債務

預金	805百万円
コールマネー	85,000百万円
債券貸借取引受入担保金	285,107百万円
借入金	40,532百万円
支払承諾	903百万円

なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権16,669百万円を差し入れております。

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券143,619百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は711百万円、保証金は15,063百万円であります。

36. その他資産には、割賦売掛金438,550百万円が含まれています。

37. 有形固定資産には、有形リース資産284,404百万円が含まれております。

38. 無形固定資産には、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産18,467百万円、無形リース資産41,201百万円及びのれん154,119百万円

が含まれております。

39. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 108,000 百万円が含まれております。
40. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 361,874 百万円が含まれております。
41. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は103,763百万円であります。
42. 1株当たりの純資産額 352 円 71 銭
43. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額（△は損） （百万円）
国債	324,431	323,840	△ 591
社債	101,656	101,790	133
その他	12,747	13,091	343
合計	438,835	438,721	△ 113

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額（△は損） （百万円）
株式	23,674	23,555	△ 119
債券	884,242	880,658	△ 3,584
国債	563,094	559,580	△ 3,514
地方債	114,974	114,921	△ 53
社債	206,174	206,157	△ 16
その他	529,178	528,885	△ 292
合計	1,437,095	1,433,099	△ 3,995

（注）「その他」は主として外国債券であります。

上記の評価差額（損）3,995百万円に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額（益）648百万円を加えた額（損）3,347百万円から、繰延税金負債431百万円を差し引いた額（損）3,778百万円のうち、少数株主持分相当額16百万円を控除した額に、持分法適用会社のその他有価証券評価差額金のうち親会社持分相当額（損）6百万円を差し引いた額（損）3,802百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

44. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非連結の子会社、子法人等及び関連法人等株式	50,635
その他有価証券	329,831
非上場株式	15,280
非上場地方債	4
非上場社債	193,690
非上場外国証券	84,713
その他	36,144

45. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	149,035	149,035	-

なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

46. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは128,928百万円であります。

47. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,327,480百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが3,925,254百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

48. ストック・オプションに関する事項は次のとおりであります。

(1) ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 359百万円

(2) 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第 17 回新株予約権		第 18 回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12 名 当行執行役 13 名 当行従業員 110 名		当行執行役 3 名 当行従業員 23 名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 1,691,000 株	普通株式 1,615,000 株	普通株式 747,000 株	普通株式 733,000 株
付与日	平成 19 年 5 月 25 日		平成 19 年 5 月 25 日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成 19 年 5 月 25 日から平成 21 年 6 月 1 日まで	平成 19 年 5 月 25 日から平成 23 年 6 月 1 日まで	平成 19 年 5 月 25 日から平成 21 年 6 月 1 日まで	平成 19 年 5 月 25 日から平成 23 年 6 月 1 日まで
権利行使期間	平成 21 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 8 日まで	平成 23 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 8 日まで	平成 21 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 8 日まで	平成 23 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 8 日まで
権利行使価格 (円)	555		555	
付与日における公正な評価単価 (円)	131	143	131	143

	第 19 回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役職員 32 名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 86,000 株	普通株式 54,000 株
付与日	平成 19 年 7 月 2 日	
権利確定条件	(注)2	
対象勤務期間	平成 19 年 7 月 2 日から平成 21 年 7 月 1 日まで	平成 19 年 7 月 2 日から平成 23 年 7 月 1 日まで
権利行使期間	平成 21 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 19 日まで	平成 23 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 19 日まで
権利行使価格 (円)	527	
付与日における公正な評価単価 (円)	121	132

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

49. 連結される子会社が発行する無券面のコマーシャル・ペーパーの残高は、従来、「コマーシャル・ペーパー」に含めて表示しておりましたが、法律上の位置付けに従い、当中間連結会計期間から「短期社債」として表示しております。

50. 平成 19 年 11 月 20 日開催の当行取締役会において、当行普通株式の公開買付けについて賛同の意を表明すること及び当該公開買付けの成立を条件とした第三者割当による当行普通株式の発行を決議し、同日付で公開買付者との間で本件取引に関するトランザクション・アグリーメントを締結いたしました。

当行普通株式の公開買付け及び第三者割当による新株の発行の内容は以下のとおりです。

(1) 公開買付けの内容

① 公開買付者

サターン I サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド

サターン・ジャパン II サブ・シーブイ

サターン・ジャパン III サブ・シーブイ

サターン IV サブ・エルピー

② 公開買付の株式数の上限 358,455,953 株

③ 1 株当たりの買付価格 425 円

④ 買付期間 平成 19 年 11 月 22 日から平成 20 年 1 月 10 日まで

(2) 第三者割当による新株の発行の内容

① 発行する株式の種類及び数 普通株式 117,647,059 株

② 発行価額 1 株につき 425 円

③ 発行価額の総額 50,000,000,075 円

④ 資本組入額 25,000,000,038 円

⑤ 申込期間 平成 20 年 3 月 18 日

⑥ 払込期日 平成 20 年 3 月 19 日

⑦ 割当先

サターン I サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド 5,051,139 株

サターン・ジャパン II サブ・シーブイ 5,486,363 株

サターン・ジャパン III サブ・シーブイ 27,292,678 株

サターン IV サブ・エルピー 79,816,879 株

⑧ 資金使途

当該調達資金により資本基盤を增強し、既存ビジネスの強化、及び新たな国内外の投資機会に積極的に取り組むべく、以下のような資金使途を検討しております。

● リテール業務：

リテールチャネルの拡大、また個人向けローン事業の展開及び強化に向けた

システム開発

- インスティテューショナルバンキング業務：
顧客ビジネス及び投資事業を中心とした、サービス及び商品ラインアップの
拡充
- コンシューマー・アンド・コマーシャル・ファイナンス業務：
株式会社アプラス、シンキ株式会社などグループ企業への投融資、及び M&A
を含む業容の拡大

なお、上記の公開買付けの状況によっては、第三者割当による新株の発行の時期が早まる可能性があります。

51. 平成 19 年 9 月 13 日開催の当行取締役会の決議に基づき、平成 19 年 11 月 27 日付で議決権の 36.4%を保有する関連会社シンキ株式会社の株主割当増資の引受けを行いました。これにより、同社は当行の子会社となる見込みです。

当該事象の内容は以下のとおりであります。

引受株式数	76,822 千株
払込期日	平成 19 年 12 月 13 日
払込金額	7,682 百万円

なお、増資後の同社の資本金は 16,709 百万円となり、引受けによって株式を取得した後の当行の所有株式数は 102,430 千株、持株比率は 67.7%となる見込みです。

52. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 12.40%

(中間連結損益計算書の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 15円72銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 12円72銭

4. 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん 7・8分法

信用保証(保証料契約時一括受領) 7・8分法

信用保証(保証料分割受領) 定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん 残債方式

信用保証(保証料分割受領) 残債方式

(注)計上方法の内容は次のとおりであります。

(1)7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

(2)残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

5. リース業務の収益の計上は、リース契約上収受すべきリース料総額をリース期間に相当する月数で均等割した月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応する額を計上しております。

6. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

7. その他業務収益には、リース収入 80,054 百万円を含んでおります。

8. その他経常収益には、金銭の信託運用益 12,217 百万円を含んでおります。

9. その他業務費用には、リース原価 72,437 百万円を含んでおります。

10. 営業経費には、のれん償却額 4,748 百万円並びに株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産に係る当中間連結会計期間における償却額 1,358 百万円を含んでおります。

11. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 29,272 百万円及び金銭の信託運用損 198 百万円を含んでおります。

12. 特別利益には、子会社株式売却益 20,368 百万円を含んでおります。